

第 21 回 情報通信審議会 接続政策委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 9 月 18 日（火）16：00～17：15

場 所 総務省第 1 特別会議室

参加者 接続政策委員会 東海主査、相田委員、佐藤委員、関口委員、
藤原委員、森川委員、山下委員

事 務 局

（総 務 省）

安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
海野料金サービス課企画官、
内藤料金サービス課課長補佐、
清重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方について」
- 答申（案）に対する意見及びその考え方（案）の説明が行われた後、討議が行われた。
 - その結果、答申（案）に対する意見及びその考え方（案）及び答申（案）を一部修正の上、次の電気通信事業政策部会に報告することとなった。

【主な発言等】

東海主査：接続料算定方法の検討は接続政策委員会としての役割の根幹である。本年 4 月より検討を開始後、関係事業者に対する合同ヒアリングを行い、検討を重ねてきた。

7 月 25 日の事業政策部会では答申（案）が取りまとめられ、意見募集が行われた。

本日の接続政策委員会では、提出された意見に対する考え方の整理と答申（案）への反映、事務局提案による答申（案）の修正について検討を行いたい。

藤原委員：資料 1 の「意見 7」に関連して、近年、東日本大震災の後、南海沖地震等様々な大規模災害の被害想定が示されている。改良モデルの適用期間 3 年間の間に、災害対策について大胆な見直しをなされ、対策を求められる

可能性があるとも考えられるが、そういった場合、速やかにモデルへの反映を検討する必要はないか。

また、資料1の「意見24」について、今後も引き続き精度の検証が必要だとする意見に対し、「考え方24」では次期モデル見直しでの検討にしか言及していない。「意見24」は毎年度の通信量の検証も含めた意味とも捉えうるため、この点への言及も必要ではないか。

相田委員：災害対策の見直しを本格的に行う場合、例えば局舎の位置等にまで見直しが及ぶ可能性があり、その場合は入力値の見直しだけでは対応しきれない。また、入力値の見直しの中で反映できるもののみを反映することは一貫性に欠ける。このため、災害対策については、改良モデル見直しの際に検討するという答申（案）は、合理性があると考えられる。

佐藤委員：災害対策をどう具体的に行うかは、固定電話網に限らず移動通信網、鉄道等の他のインフラも含め、この場ではなくしかるべきところで議論されていく問題である。よって、国等から大きな方針が示された際に、接続料算定方法に反映させるかどうかの議論を行うべきものではないか。

東海主査：改良モデルの適用期間3年間の中に何らかの動きがあれば、次期モデルの見直しの際に再度議論するという整理でよいのではないか。

関口委員：「意見24」について、「9か月先予測」については、接続約款の変更認可手続きに関し、例年2月中にNTT東西から認可申請を受け3月末に認可するという厳しいスケジュールで進められており、業務の円滑化という観点からこの手続きを前倒しするために検討され、認められたものである。「9か月先予測」の検討の趣旨を明確にするために、この点を考え方によりわかりやすく追記すべきではないか。

事務局：「考え方24」は、改良モデル見直しの際に「8か月先予測」と「9か月先予測」の精度を比較し、「9か月先予測」を用いることは問題なく、また今後も引き続き予測通信量の扱いについて必要な検討を行うという答申（案）の考え方を示したものである。予測通信量の期間については、基本的には改良モデル適用期間の3年間と考えているが、事務的には適用期間内においても適宜予測の精度について注視していくことが望ましいと理解している。

森川委員：「考え方24」の関係部分について、「次期接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、PSTNに係る通信量の動向等も踏まえつつ、適切な予測方法の在り方について、改めて必要な検討を行うことが適当」とすればよいのではないか。

東海主査：「意見24」については、各委員の指摘を踏まえ修文してまいりたい。

主査・事務局で整理し、委員各位に見ていただくということでよろしいか。
一同：了。

相田委員：資料1の「考え方22」について、「利用者負担が増大することが見込まれる」とされているが、そもそも本当に利用者負担が増大するのか。負担額を、ユニバーサルサービス料で支払うか、接続料として支払うかの違いであり、ユニバーサルサービス料が上昇することをもって、ただちに利用者負担が増大するとまでは言えないのではないか。

事務局：き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への付替えは、ユニバーサルサービス制度における利用者負担軽減の観点から、基準値を「全国平均+2σ」に引き上げたことを踏まえ、従来ユニバーサルサービス制度により負担していた部分を接続料による事業者の応分負担とする趣旨で行われたもの。き線点RT-GC間伝送路コストをユニバーサルサービス制度の補填対象に戻すということは、基準を「全国平均費用を超える額を補填対象とする方法」に戻すことにつながり、結果的に利用者負担が増大することとなる。

東海主査：接続料による負担であっても、間接的に利用者負担に転嫁されるため、ユニバーサルサービス料・接続料ともに最終的には利用者負担となり得るということであろう。

相田委員：例えば、「利用者負担」を「ユニバーサルサービス料の利用者負担」などに修正するということがいかがか。

東海主査：適宜修文させていただく。

藤原委員：平仄を合わせるために、資料2答申(案)p.35も同様に修文が必要ではないか。

山下委員：答申(案)については、前段の文脈からユニバーサルサービス料について言及していることが明らかなので、修文の必要はないと思われる。

東海主査：答申(案)は修正しないこととさせていただく。

関口委員：資料1の「考え方12」について、今後の課題として申し上げる。施設保全費について、今後LRIC費用と実際費用を比較・検証する必要があると考える。今回償却済み比率を利用し減価償却費については大きな補正を実施したが、一方で、施設の修繕費として、一定以上の施設保全費がかさんでいると思う。今後、施設保全費についても現行の水準が適切かどうか検討する必要があるのではないか。

東海主査：それでは、9月25日に開催予定である電気通信事業政策部会には、ただいまの議論の結果を踏まえ、提出された意見に対する考え方と、答申(案)

の修正について報告することとする。また、提出された意見に対する考え方の具体的な記載等については、主査にご一任いただき、後日、事務局から各委員へご連絡することとする。

以上